

告示番号	562
------	-----

東京都北区長 山田 加奈子

令和 8 年 8 月 18 日

制限付一般競争入札工事発注予定表（乙）		
工事件名		路面補修等工事・汚水枡等調整工事（北 1265 号）
工事業種		道路舗装工事
工事場所		北区豊島六丁目 7 番～豊島七丁目 22 番先
工事期間		契約確定日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで
入札方式		施工能力審査型総合評価方式 本工事は企業及び配置予定技術者の技術力や、企業の社会性等及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定するため総合評価方式で実施する。
申し込み資格要件	共通事項	① 東京電子自治体共同運営電子調達サービスで北区の入札参加資格登録があり、「道路舗装工事」格付が C ランク以上 ② 本告示第 2 号様式の 2 に定める入札参加資格者制限事項に該当していないこと ③ 東京都北区施工能力審査型総合評価方式試行要綱第 5 条第 2 項に該当していないこと ④ 適正な技術者を配置できること
	区内事業者	区内に本店又は代理人（支店・営業所等）の登録があること。
	区外事業者	本店又は代理人（支店・営業所等）の登録が、文京区、豊島区、荒川区、板橋区、足立区にあること
支払い方法		前金払い：有 中間前金払い：有 部分払い：無
保 証 金		入札保証金：免除 契約保証金：契約金額の 10% （ただし、区の定める基準に従い、免除する場合がある。）
入札日時・場所		日時：令和 8 年 10 月 14 日（水）10 時 00 分入札締め切り 10 時開札 場所：電子入札サービス
申込期間及び時間		令和 8 年 8 月 19 日（水）9 時から令和 8 年 9 月 1 日（火）13 時まで （申込方法は本告示の「1 申込方法」を参照）
○工事概要		工事延長 約 240m 車道舗装工 約 2,760 m ² 集水枡工・安全施設工・区画線工 一式 汚水枡等調整工 一式
○その他		電子入札にて実施。予定価格事前公表あり。低入札価格調査制度の適用あり。

注意：格付けは申込時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに反映されたものとする。

1. 申込方法

東京都北区施工能力審査型総合評価方式試行要綱を確認の上、電子調達サービスの電子入札サービスで一般競争入札参加資格確認申請書を申込期間内に電子で申請する。申請書を提出の際、添付ファイルに以下に示す提出書類（①②③④⑤⑥）をデータ（PDF 形式）にして添付する。

（操作方法は、「マニュアル電子入札操作手順書（工事）」を参照）。なお、電子入札サービスで申請書を提出する際、提出書類が添付できなかった場合、申込期間中の日のいずれも 9 時から 16 時（12 時～13 時を除く）までに、提出書類を東京都北区役所契約管財課契約係窓口（第二庁舎三階）に提出することができる（時間厳守）。その際、当該窓口以外の方法（郵送等）での申込は無効とする。

（提出書類）

① 施工能力評価点申告書

② 配置予定技術者の資格者証の写し

配置予定技術者の講習修了証の写し

※配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、北区がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

③ 当該配置予定技術者を申込者（業者）が告示の日から起算して 3 か月以上雇用していることが証明できる書類（住民税特別徴収税額通知書等）

④ 配置予定技術者が技術者として係わったことが確認できる一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（「CORINS」）の竣工時工事カルテ受領書の写し（技術データ含む）その他、当該工事の契約書写し等の工事内容及び規模等がわかる資料

⑤ 営業所の専任技術者が確認出来る書類（建設業許可申請書の様式第八号（1）「専任技術者証明書」の写し等）

⑥ 別紙「施工能力審査内容及び落札者決定基準」「2 審査内容（6）地域・社会等貢献点」のうち、評価基準に該当する事実を証明する資料の提出が必要なものについては、その資料

2. 落札者決定基準

別紙「施工能力審査内容及び落札者決定基準」による

3. 設計図書

本件工事の設計図書は、入札参加予定者に入札参加資格確認結果通知時に電子調達サービス上で送付する、または当該通知の翌日に設計図書データを入れた媒体を手渡しする、のいずれかの方法で渡す。いずれの方法によるかは当該通知に記載する。

4. 質疑回答

設計図書に疑義を生じたときは質疑応答を行うことができる。質疑回答方法は「現場説明書」の指示にしたがうこと。

5. 入札参加資格者制限

次の項目に該当するものはこの入札に参加できない。

① 東京電子自治体共同運営電子調達サービスでの、当該工事に係る入札参加資格者登録がされていないもの

② 区の定めた資格基準を満たしていないもの

③ 東京都北区競争入札資格有資格者指名停止基準による指名停止期間中のもの

④ 東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたもの

⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの

- ⑥ 経営不振の状態（和議、破産手続き、会社更生法及び民事再生法の手続き中）にあるもの
- ⑦ 対象工事に建設業法に定める技術者を配置できないもの
- ⑧ 告示日以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けたもの
- ⑨ 告示日から起算して本区における工事成績評定で、最直近のものが60点未満である者は、本案件の入札参加を認めないものとする。

6. 参加資格審査結果通知予定日

令和8年9月16日（水）

7. 低入札価格調査

低入札価格調査は、東京都北区低入札価格調査制度実施要綱に基づくものとし、以下の事項に留意する。

- ①調査基準価格（非公表）を下回り、失格基準（非公表）を下回らない価格で入札がある場合、当該価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者について調査を実施する。なお、当該入札者を落札者とし、次順位者以降について同様とする。
- ②調査に必要な書面は、入札日から起算して3営業日後の午後5時までに提出するものとし、提出がない場合、または書面の不足若しくは不備と認める場合は、失格とする。
- ③調査に必要な書面は、北区ホームページから取得する。
- ④その他、参加資格審査結果通知後、参加資格を有する者に周知する。

8. 入札結果公表

令和8年10月15日（木）13時以降に北区ホームページにて公表予定

ただし、低入札価格調査に該当する場合は、落札決定後に公表予定。

9. その他

- ①必要に応じ、施工能力や施工条件を満たすことを確認する書類を求めることがある。
- ②申込者が2者未満の場合は中止とする。
- ③申込以降、公正取引委員会処分や社会的信用失墜行為等が明らかになった場合、速やかに報告すること。
- ④案件に関して提出された資料は、原則返却しない。また、提出された資料の内容については変更できないものとする。

10. 問い合わせ先

総務部契約管財課契約係 03（3908）8695（直通）

施工能力審査内容及び落札者決定基準

1 決定基準

- (1) 本件の施工能力審査内容及び落札者決定基準については、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、下記の審査内容により合計した評価値がもっとも高いものを落札者とする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、合計した評価値がもっとも高いものの入札金額が、調査基準価格を下回り、失格基準を下回らない価格である場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の調査を実施し、履行がされないおそれがあると判断したときは落札者とししない。
- (3) 上記(2)の場合において、次順位以降も同様とする。

2 審査内容

- (1) 価格点の算定方法
 $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格 (税抜)})$
- (2) 施工能力評価点は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点及び追加項目の評価点の合計とする。
- (3) 工事成績評価点の算定方法
工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均に応じて、下表のとおりとする。

工事成績点の平均	工事成績評価点
0 点以上 20 点未満	0 点
20 点以上 40 点未満	1 点
40 点以上 50 点未満	2 点
50 点以上 60 点未満	3 点
60 点以上 62.5 点未満	5 点
62.5 点以上 65 点未満	7 点
65 点以上 67.5 点未満	9 点
67.5 点以上 70 点未満	11 点
70 点以上 72.5 点未満	14 点
72.5 点以上 75 点未満	17 点
75 点以上 77.5 点未満	20 点
77.5 点以上 80 点未満	23 点
80 点以上 100 点未満	27 点

- ① 工事成績総評定点は、北区の発注工事における工事成績評定通知書の総評定点とする。
- ② 工事成績評価点の対象工事は、**道路舗装工事または一般土木工事**とする。
- ③ 工事成績総評定点の平均点の算定は、令和3年度以降に完了した工事のうち、評価対象となる直近のものから順に3件までの件数の相加平均とする。ただし、総評定点が50点未満のものは0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事1件につき60点として算定するものとする。

(4) 配置予定技術者の資格点

1 級技術者	4 点
2 級技術者	2 点
その他の技術者	1 点

- ① 配置予定技術者の資格点については、当該発注工事の建設業法（昭和 24 年法律 100 号）上の業種について資格点の算定対象とし、これ以外の工事の資格は資格点算定の対象としない。
- ② 1 級技術者とは、建設業法第 15 条第 2 号イに該当するものをいう。
- ③ 2 級技術者とは、建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって 1 級技術者以外の者をいう。
- ④ その他の技術者とは、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法 15 条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者及び 2 級技術者以外の者をいう。
- ⑤ 配置予定技術者が複数の資格を持つ場合には、上位の資格 1 つのみを資格点の算定対象とし、これ以外の資格は算定対象としない。
- ⑥ 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、北区がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。この場合、変更後の技術者の保有する資格点は、変更前の技術者の保有する資格点と同等以上とする。

(5) 配置予定技術者の実績点

	同種工事	類似工事
監理技術者	3 点	1.5 点
主任技術者	2 点	1 点
担当技術者	1 点	0.5 点

- ① 配置予定技術者の実績は、評価対象となる配置予定技術者の関わった CORINS 登録された工事であることとし、これ以外の実績については算定対象としない。
- ② 実績算定対象とする同種工事は道路舗装工事または一般土木工事（CORINS 登録「アスファルト舗装工事」「その他土木一式工事」）とし、工事契約金額が 1 千万円以上のものとする。
- ③ 実績算定対象とする類似工事は道路舗装工事または一般土木工事（CORINS 登録「アスファルト舗装工事」「その他土木一式工事」）とし、工事契約金額が 1 千万円未満のものとする。

(6) 地域・社会等貢献点

- ① 区内業者 1 点
公告日現在、本店の所在地を区内として登録している事業者であること。
- ② 災害協定 1 点
公告日現在、北区と災害協定を締結し、又は北区と災害協定を締結している団体の構成員であること。

③ 表彰 1点

過去5年間に北区における同種の公共工事優良表彰を受けている、又は過去2年間に配置予定技術者が国及び地方公共団体において優良工事技術者表彰を受けていることが証明できる資料が提出され北区が認めた場合。

④ SDGs への取組 1点

以下のいずれかに該当することが証明できる資料が提出され北区が認めた場合。

- ・ISO14001又は環境省が策定するエコアクション2.1ガイドラインによる認証のいずれかを取得している事業者
- ・東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱（令和5年5月22日区長決裁（5北地産第1287号））に規定する認証を受けている事業者

⑤ 労働環境確保の取組 1点

以下のいずれかに該当することが証明できる資料が提出され北区が認めた場合。

- ・雇用保険、退職一時金、法定外労働災害補償制度のすべてに加入している事業者
- ・建設業労働災害防止協会に加入している事業者
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（厚生労働省）に基づき中央労働災害防止協会が策定するJISHA方式適格OSHMS基準（平成15年3月31日施行）による認定を受けている事業場

⑥ 雇用対策 1点

以下のいずれかに該当することが証明できる資料が提出され北区が認めた場合。

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第1項による障害者雇用義務なく障害者を雇用している、又は同法律施行令（昭和35年12月1日政令第292号）第9条の障害者雇用率を超える障害者を雇用している事業者
- ・東京都が認定する「東京ライフワークバランス認定企業」、又は厚生労働大臣が認定する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の認定を受けている事業者